

# フォーカスネット契約約款

## 光マンション設備及び提供管理に関する契約

株式会社Wiz(以下「当社」、なお各条項では「乙」といいます。)と商品(後述する「フォーカスネット」ほかの商品、以下の※参照。)の発注者(以下「甲」という。)は、当社の提供する光マンション設備導入及びブロードバンドサービス「フォーカスネット」(以下「本サービス」という。)に関して以下の条項を了承した上で、契約(以下「本契約」という。)を締結する。

またフォーカスネットのうち通信サービスに関しては、株式会社Twelveの「Drive」サービスの設備提供を受けるものとなり、当該通信サービス利用の為、当社に対して必要な情報を共有することについて、甲は予め承諾する。また、当社提供のその他サービス(防犯カメラ、地上波デジタル放送アンテナ、BS/CS放送アンテナ、宅配ボックス、LEDライト、モニター付きインターホン、集合ポスト、屋内物干し竿、ハンガーフック、電子ロック、スマートロック、ゴミステーションをいうがこれに限られません。)については第33条で定めるとおりとする。

### 第1条 (総則)

甲乙双方は、本契約に定める基本的事項の条項に従い、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に契約を履行し公正な取引関係を続けるものとする。

### 第2条 (目的)

本契約は乙が提供する本サービスの必要事項を定め、甲乙間の取引の円滑化と紛争防止を図ることを目的とする。

### 第3条 (本サービスの概要)

1. 本サービスは甲が所有または管理する申込書記載の対象集合住宅(以下「導入物件」という。)において、導入物件の主配線盤や管路などの既設施設の活用、あるいは、専用ケーブル配管工事(露出配管)を施工することにより、乙が提供するインターネット接続サービスを導入物件において利用可能とする施工・設備導入(以下「設備導入」という。)と設備保守・通信回線の提供を含む提供管理業務(以下「提供管理」という。)及び、これらに附帯し甲の任意選択において提供される付帯事業により構成される。

2. 本サービスは導入物件の各戸に入居され本サービスを利用する入居者(以下「利用者」という。)に対して、乙が制定する「フォーカスネットサービス利用規定」(以下「規定」という。)に従って提供される。

### 第4条 (本サービスの遂行)

乙は本契約締結後速やかに、甲の実施協力のもと導入物件の設備構造、躯体構造、躯体構造及び近隣の通信環境の調査・調整をおこない本サービスの設備導入に着手するものとする。但し、本契約の締結の有無に係わらず甲は、導入物件の設備構造、躯体構造及び通信回線の提供状況によっては、本サービスを提供できないことがあることを予め承するものとする。

### 第5条 (設備の導入)

本サービスにおける設備は、通信回線用機器(網終端装置)、通信機器(アクセスポイント、ルータ・スイッチングHUB、給電スイッチ)、通信部材(LANケーブル・ケーブル接続部材・コネクタ・収納BOXなど)、配管部材(露出配管部材を含む)、付帯事業に用いる設備機器(以下「付帯設備」という。)、これらに附随する通信機器及び電源設備(通信機器などの稼働電源供給設備全般など)で構成される設備(以下「本設備」という。)とする。

2. 本設備の施工にあたり、乙は施工方法を甲の事前の承諾のもと本設備の施工にあたる。

### 第6条 (設備導入の変更)

1. 本設備の施工にあたり、甲乙双方は施工方法・施工期間の変更を求めることができる。その場合、当該変更により本設備の施工に追加的な費用が発生した場合は、各変更請求者の負担とする。

2. 前項の例外規定として、建築基準法、消防法などの法令制度の新設又は改定などにより、本設備の施行に変更が生じ、当該変更により本設備の施工に追加的な費用が発生した場合は、甲の負担とする。

### 第7条 (設備施工第三者による実施)

乙は本設備の施工を、その責任において乙以外の第三者に、その全部又は一部分を実施させることができる。

### 第8条 (各戸の施工)

乙は導入物件の各戸において、入居者事情及びその他の都合にて本設備の施工が遅延する場合、甲の協力のもと実施するものとする。

### 第9条 (設置場所等の無償使用)

本サービスの設備導入にあたり、甲が所有もしくは占有する導入物件の一部を無償で乙に対し提供し、本設備及び通信回線の稼働に係る稼働電気等の使用料金は甲が負担するものとする。

### 第10条 (設備の保管管理)

甲は本設備及び通信回線の維持を善良なる管理者の注意義務をもって保管する。

### 第11条 (設置完了、竣工確認と引渡しについて)

甲は乙より本設備の竣工及び通信回線の提供(インターネット接続開始を含む)報告後、本サービスの動作の確認をおこない、良好に作動した場合、

本サービスの引渡しとして設置完了とみなします。

### 第12条 (所有権)

本サービスの完了確認の承諾及び本契約に定める対価の履行を受けた時、本設備の完全な所有権は乙より導入設備の費用負担者である甲に移転するものとする。なお、各入居者の住居に機器が設置される場合は、甲と居住者との間における賃貸借契約となる。

### 第13条 (設備の保証)

1. 付帯設備を除く、本設備の保証期間は、特別な条項がない限りサービスの始期よりサービスの終了期間とし、付帯設備に関する保証期間は、契約期間の始期より付帯事業毎に定められた期間とする。定められた期間中に本設備に支障が発生した場合、乙の負担において速やかに本設備の修繕・修理・交換及び本サービスの復旧に努める。但し各保証期間終了後本設備の修繕・修理・交換の必要が発生する場合、これらの費用は甲の負担とする。

2. 前項の例外規定として、本設備の盗難、紛失、天災地変など乙の支配を超える事由によって、甲の施設等が甚大なる被害を受けた場合及び甲の責めに帰する事由があった場合、本設備の保証対象外となる。

また上記のいずれの場合も、甲の故意または重大な過失によって本設備の修繕・修理・交換が必要となる場合の費用は、甲の負担となるものとする。

### 第14条 (提供管理)

1. 乙は、本設備の保守管理及び通信回線の提供を含む提供管理をおこなうものとする。

2. 前項の例外規定として、甲の施設及び本設備以外の施設等に関連して発生した支障、天災地変など乙の支配を超える事由によって甲の施設が甚大なる被害を受けた支障、導入物件の経年劣化等により発生した支障、及び甲の責めに帰する事由があった支障に関しては、甲及び利用者のいずれに対してもその責任を負わないものとする。

### 第15条 (利用者提供)

1. 乙は本サービスにおいて、乙が定める規定に準じて、利用者からのインターネット接続に関するサポート支援、問い合わせ対応を行うものとする。但し宅内LANケーブル、パソコン、パソコン周辺機器等は本支援の対応範囲から除くものとする。

2. 乙はインターネット接続に関するサポート支援以外の甲の依頼において、講ずべき措置が発生した場合、当該措置に起因する結果に関し甲及び利用者のいずれに対してもその責任を負わないものとする。

3. 乙は利用者が規定に定める禁止事項などの規定違反行為並び法令違反をおこなった場合、甲への通知をもって対象利用者のサービスを中断することができるものとする。

4. 乙及び導入物件の所有者または管理権限者は、規定に示すとおり本サービスの利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証もないものとし、利用の拒絶、提供中止、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、乙及び導入物件の所有者または管理権限者は一切の責任を免責されるものとする。

### 第16条 (通信回線)

1. 本サービスにおける通信回線において、第一種電気通信事業者の導入地域・契約時期・導入物件の設備などの都合にて、光回線の導入が遅延する場合、本サービスの通信回線としてADSL回線及び無線回線での稼働をおこなうことがあることを予め承するものとする。

2. 本サービスにおける通信回線において、第一種電気通信事業者の提供する通信回線の提供仕様、通信速度、通信プロトコルを含む通信手段(以下「通信回線提供水準」という。)及び料金改定がおこなわれるなど、通信回線を取り巻く市場環境に変化が生じた場合、甲乙双方はその対応に関して協議をおこない対策を講じるものとする。

### 第17条 (提供管理の変更)

本サービスの導入状況において、利用者の提供通信速度や提供環境が顕著に低下する場合、甲乙双方はその対応に関して協議をおこないその対策を講じるものとする。

### 第18条 (保守管理の第三者による実施)

乙は本サービスの提供管理を、その責任において乙以外の第三者に、その全部又は一部分を実施させることができる。

### 第19条 (本サービスの一時的中断)

1. 乙は本サービスにおいて以下のいずれかの事由が生じた場合には、甲並びに利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとする。

(1) 本設備等の保守を定期的には又は緊急に行う場合。

(2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合。

(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合。

(4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合。

- (5) 第一種電気通信事業者又は業務提携を行っている電気通信事業者が通信サービスの利用を中止した場合。
- (6) 導入物件において稼働電源が中断した場合。
- (7) 導入物件の所有者ならびに関係する取引先などから要請があった場合。
- (8) その他、運用上又は技術上、本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合。

2. 本サービスは、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中断する措置をとることを予め承るものとする。
3. 乙及び導入物件の所有者または管理権限者は、第1項各号のいずれか、前項、又はその他の事由により本サービスの全部又は一部の提供に中断又は遅延が発生しても、これに起因する利用者又は第三者が被った損害に関し一切責任を負わないものとする。

#### 第20条 (本サービスの対価)

1. 本サービスの対価の支払いは、設備導入対価及び提供管理対価に区分し計算される。
2. 甲は、本契約に定める設備導入対価として、導入物件の「設備導入費」を、消費税相当額とともに乙に対して支払うものとする。
3. 甲は、本契約に定める提供管理対価として、本契約の有効期間中、導入物件の「提供管理月額費」を、消費税相当額とともに乙に対して支払うものとする。提供管理月額費は、導入物件の規模に応じて算定されるものとし、現に入居中の戸数や利用者の有無にかかわらずなものとする。なお、回線およびカメラ保守に関しては、設置完了月のみ無料とする。

#### 第21条 (対価の支払履行)

1. 提供管理月額費の支払方法は、甲乙協議のうえ、現金支払い及び集金代行会社もしくは信販会社の間で締結される預金口座振替依頼より選定をおこなう。
2. 提供管理月額費は現金支払いの場合、導入物件において完工日の属する当月1日から末日を締めと定め、乙の請求に応じ定められた期日までに支払うものとする。また、預金口座振替依頼の場合、別途定められた振替日を支払期日として甲の指定する銀行口座からの引落しの方法で実行されるものとする。
3. 提供管理月額費は、契約終了月においては提供管理業務が1ヵ月に満たないときであっても日割り計算をされないものとする。

#### 第22条 (支払遅延の場合の取り扱い)

1. 甲が本契約に定める対価の支払履行に違反し、提供管理月額費の支払が、支払期日より起算して2ヵ月以上遅延した場合、乙は、導入物件への本サービスの提供を停止できるものとする。
2. 甲は、提供管理月額費その他乙に対する債務の支払いを支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払い完済までの日数について、年利14.5%の割合の遅延利息を乙に支払うものとする。

#### 第23条 (契約期間)

1. 本契約は契約期間を設けないものとする。ただし、甲又は乙は、相手方に対し契約終了を希望する日の1ヵ月前までに、書面をもって本契約を終了する旨の通知を行うことにより、契約終了希望日をもって本契約を解約できるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は本契約の終了について協議することにより、本契約を解約することができるものとする。

#### 第24条 (本契約の解除)

甲乙双方は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らかの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、本契約に基づき甲乙間で締結したほかの契約、及び乙と利用者間の個別の契約も各々の条項に基づき解除することができるものとする。

- (1) 本契約の各条項の一に違反し、相当期間経過後もこれが是正されないとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または民事再生手続きの開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他これらに準ずる倒産・再生手続きの開始の申立がなされたとき。
- (3) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払い停止状態に至ったとき。
- (4) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき。
- (5) 相手方の企業信用・名誉を傷つけ、又はそれに類する行為をしたとき。

#### 第25条 (権利業務の承継)

1. 甲が第三者に導入物件を譲渡、または権限を付与・移転する場合、甲の本契約の地位及び権利業務を同一条件において当該第三者に承継されるものとし、当該第三者との譲渡契約等またはこれに準ずる契約にその旨を乙の指定する書面で明記するものとする。乙は、かかる承継の申し

込みがあった場合、すみやかに諾否を甲に対して通知し、乙と当該第三者において、本契約の承継にかかる契約を乙の指定する書面で締結するものとする。

2. 甲が第三者に導入物件の一部を譲渡の対象とする、または権限を付与・移転する場合、乙は前項同様にとりおこなうものとする。但し本設備並びに通信回線など本サービスおける設備導入に変更、見直しが必要となり当該変更により追加的な費用が発生した場合は、甲もしくは当該第三者の負担とする。

#### 第26条 (個人情報保護)

1. 乙は、本契約に附随して知り得た住所・氏名・その他、甲の個人情報について別に定める個人情報保護方針に基づき適正に取り扱うものとする。
2. 個人情報の取得・利用目的・管理・破棄などを定める個人情報保護方針については、乙のホームページにおいて適宜公開するものとする。

#### 第27条 (機密保持)

1. 甲乙双方は、本契約に基づき提供されたノウハウ、技術、データ、その他の情報、本契約を通じて知ることができた営業上の情報及び個人情報を含むすべての情報を本契約の目的以外に使用もしくは第三者に対し、以下に定める例外事項除き、本契約終了後も継続的に開示・漏洩してはならない。
2. 本条の機密保持の例外事項は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 開示時点既に保有していた情報。
  - (2) 開示後、開示を受けた当事者の責めによらず公知となった情報。
  - (3) 開示時点で公知の情報。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から開示申請を求められた情報。
3. 甲乙双方は、本条に違反し損害を受けた場合、その相手方に対し損害賠償を請求できるものとする。

#### 第28条 (本サービス解除費用と現状回復)

1. 本契約の解除による本設備の撤去費用(以下「解除費用」という。)は、解除原因を作出した者が負担するものとする。
2. 本契約の終了とともに現状回復は、本設備における通信回線機器の撤去をもって完了するものとし、通信機器、通信部材、配管部材これらに付随する通信機器及び電源設備は現状回復の対象にならないものとする。
3. 第1項にかかわらず、甲が本設備に関する費用を完済している場合、甲は第23条に基づく解除を原因とする解除費用を負担しないものとする。

#### 第29条 (乙による本サービス継続)

乙による本サービス継続が困難となった場合、乙は設備に接続する光回線を撤去するものとし、設備自体は残置するものとする。その際、甲が所有権を持つ設備を光回線と接続することで本サービスの継続は可能となり、その光回線の導入は乙にて行うものとする。

#### 第30条 (損害賠償)

甲乙双方は、相手方の契約違反により損害を受けた場合、契約代金を限度として損害の賠償を請求できる。ただし天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害は含まれないものとする。

#### 第31条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約に関する疑義が生じた場合は、甲・乙いずれも誠意を持って協議の上、円満に解決するものとする。

#### 第32条 (裁判管轄)

本契約に関し生じた一切の紛争の処理については、乙の本社所在地の管轄地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第33条 (その他サービスの保証)

1. 防犯カメラは、保守を行う場合には、別途申し込みの上で、保守費用が発生する。保守サービスを受ける場合には、当該保守サービス期間中、継続して保証の適用を受けるものとする。ただし、乙は大規模災害、天災等不測の事故等不可抗力によるものについては全ての責任から免責されるものとする。また、カメラ画像および録画画像の取扱いについての全ての責は甲が負い、乙はカメラ画像および録画画像の取扱いについての一切の責から免れるものとする。録画および保存されたカメラ画像は、甲自身の責任においてこれを管理するものとし、当該カメラ画像の管理はカメラサービスのサービス内容を構成しない。保守サービスを受けない場合には、通常のメーカー保証に限る。ただし、保守サービス期間中であつたとしても、甲の故意または重過失による破損は保証の対象外とする。
2. 防犯カメラ以外の他のサービス(保守費用が発生しないその他サービス)は、特別な事由がない限り、通常のメーカー保証に限る。ただし、保証期間中であつたとしても、甲の故意または重過失による破損は保証の対象外とする。

#### 第34条 (確認義務)

1. 甲は、本サービスのうち売買契約に基づき乙から商品の引渡しを受けた場合、直ちにその内容を検査し、その数量・品質等を確認しなければならないものとする。

2. 甲は、乙に対し、前項の検査結果を5営業日以内に報告する義務を負うものとし、当該報告がない場合、引渡しを受けた商品(以下「本商品」という。)は検査に合格したものとみなすものとする。
3. 乙は、第1項の検査の結果、本商品に契約不適合があった場合、甲に対し、本商品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をしなければならない。なお、履行の追完の方法については、乙が選択することができるものとする。

別紙(フォーカスネットサービス利用規定)

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規定)

この利用規定(以下「本利用規定」という。)は、利用者(第2条で定義します。が、株式会社Wiz(以下「当社」という。))が提供するブロードバンド設備の導入にともなうインターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)を利用する際に適用します。

### 第2条 (定義)

本利用規定における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとします。

- (1) 「利用者」とは、本サービスの利用できる場所(マンション及び集合住宅など(以下「導入物件」という。))の入居者且つ、本サービスの利用承諾を受けた者をいいます。
- (2) 「個人認証情報」とは、利用者に割り当てるID及びIDに対応するパスワード等の情報をいいます。
- (3) 「オプションサービス」とは、本サービスの一部として提供するメール、IP電話等のネットワーク通信サービスをいいます。
- (4) 「コミュニティサービス」とは、本サービスの一部として提供するブログ、ストレージ、ファイル便等の利用者の情報の発信、交換又は共有のための機能又は場を提供するサービスをいいます。
- (5) 「他者サービス」とは、インターネット上において、他者が管理、運営するWebサイト等のサービスをいいます。
- (6) 「個人情報」とは、利用者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の利用者を識別することができるものをいいます。
- (7) 「本サービス用通信回線」とは、本サービス提供にあたり使用する第一種電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号))の通信回線をいいます。
- (8) 「本サービス用設備」とは、本サービス提供にあたり導入されたブロードバンド設備などの通信用設備をいいます。

### 第3条 (規約の範囲)

本利用規定の定めとその他に定める規約等の定めが異なる場合は、当該規約等の定めが優先して適用されるものとします。

### 第4条 (規約の変更)

1. 本利用規定は利用者の了承を得ることなく変更することがあります。
2. 本規約の変更による本サービスの全部もしくは一部の変更などにつき、一切の責任を負いません。

### 第5条 (通知)

導入物件毎に相当と判断する方法により、利用者に対し随時必要な事項を通知します。

### 第6条 (利用者契約の申込)

1. 本サービスの利用を希望する者は、導入物件毎に定められた方法により申込を行うものとします。
2. 利用の申込を行った時点で、フォーカスネットサービス利用規定の内容に対する承諾があったものとみなします。

### 第7条 (申込の承諾)

利用の申込に対し、必要な審査・手続等を経た後にこれを承諾します。

### 第8条 (申込の不承諾)

審査の結果、申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込の時点で、利用申込の不承諾を現に受け、又は過去に受けたことがある場合。
- (2) 導入物件毎に定められた申込時の内容に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあった場合。
- (3) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込の手続きが成年被後見人によって行われておらず、又は申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
- (4) 本サービスの業務の遂行上支障がある場合
- (5) 本サービスの業務において技術上の支障及び著しい困難(本サービス利用に要する工事(以下「開通工事」という。))が行えない場合を含む。)がある場合。
- (6) 本サービスを個人の利用以外(法人の利用、営利、非営利を問わず団体の利用及び営利を目的とする利用を含む。)がある場合。(7) 天災地変等により、本サービスの全部又は一部の履行ができない場合。

### 第9条 (譲渡禁止等)

利用者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

### 第10条 (変更の届出)

利用者は、導入物件毎に定められた申込時の内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出をするものとします。

### 第11条 (一時休止)

期間を定めての本サービスのオプションサービス、コミュニティサービスは、利用者から一時休止することはできないものとします。

### 第3章 利用者の義務

#### 第12条 (利用環境の整備)

1. 利用者は本サービスを利用するために必要なパソコン、通信機器及び装置、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態に置くものとします。
2. 利用者は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウイルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。

#### 第13条 (個人認証情報の管理)

1. 利用者は、発行された自己の個人認証情報の不正利用の防止に努めると共に、その管理について一切の責任をもつものとします。
2. 利用者の個人認証情報が第三者に利用又は変更されたことによつて当該利用者が被る損害については、当該利用者の故意過失の有無に関らず一切責任を負いません。

#### 第14条 (自己責任の原則)

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負います。
2. 利用者は、本サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合及び紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決するものとします。
3. 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 利用者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為に起因して、第三者(本サービスの提供者を含む)に対して損害を与えた場合(利用者が、利用規定上の義務を履行しないことにより損害を被った場合を含む。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

#### 第15条 (著作権の保護)

利用者は、本サービスを利用して他の著作権者が著作権を有するいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア、画像、音声等(以下、併せて「データ等」という。)、著作権法で認められた私的使用の範囲内でのみ利用するものとし、私的使用の範囲を超える複製、販売、出版、放送、公衆送信のために利用しないものとします。

#### 第16条 (禁止事項)

利用者は、本利用規定に定める前項の他、本サービス又は提携サービスを利用して以下の行為を行わないものとします。

- (1) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。(著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含む)。
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に関する情報を送信又は表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある情報を送信又は表示する行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (7) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- (9) アクセス可能な第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (10) 他者になりすます行為。(詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む)。
- (11) コンピュータ・ウイルス等有害なコンピュータ・プログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為。
- (12) 選挙の事前運動、選挙運動(これらに類似する行為を含む。)及び公職選

挙法に抵触する行為。

- (13) 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又は嫌悪感を抱く電子メール(そのおそれのある電子メールを含む、嫌がらせメールなど)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
- (14) 他者の設備又は本サービス用設備に無制限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為。(与えるおそれのある行為を含む)。
- (15) サーバー等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
- (16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段(いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含む。)により他者の個人情報を取得する行為。
- (17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続を履行せずに本サービス又は提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する行為。(違反するおそれのある行為。)
- (18) 上記各号の他、法令、又はこの利用規定に違反する行為。公序良俗に違反する行為。(暴力を助長し、誘発するおそれのある情報又は残虐な映像を送信又は表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含む。)本サービス又は他者サービスの運営を妨害する行為。他の利用者又は第三者が主導する情報の交換又は共有を妨害する行為。信用の毀損又は財産権の侵害等のように他者に不利益を与える行為。
- (19) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含む。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- (20) 本サービス用通信回線の回線帯域を圧迫し、ネットワークに過大な負荷をかける行為等において、本サービスの他の利用者又は第三者に迷惑を及ぼし、もしくは不都合を生じさせる行為。(与えるおそれのある行為を含む)。
- (21) 詐欺等の犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結びつく行為。又はそれらのおそれのある行為。

#### 第4章 サービス

##### 第17条 (範囲)

1. 利用者は、本サービスが導入物件においてのみ、利用できることを承諾しているものとします。
2. 本サービスのインターネット接続サービスで定め、記載されている最大回線速度は、おおよその目安であり、当社はかかる最大回線速度を保証するものではありません。(パストエフォート型提供)
3. 利用者は、オプションサービス、コミュニティサービスの利用を希望する場合は、所定の方法により申込むものとします。
4. 利用者がオプションサービスを利用する際に当該オプションサービス、コミュニティサービスに付随する規約などが定められている場合、利用者は、当該規約などに従って利用するものとします。当該規約等がこの規定となる定めをしている場合は、当該規約等が優先します。

##### 第18条 (内容等の変更)

1. 利用者への事前の通知なくして本サービスの内容、名称又は使用を変更することがあります。
2. 本サービスの内容、名称又は使用の全部もしくは一部の変更の措置をとったことで、当該利用者がこれにより損害が発生したとしても、一切責任を負いません。

##### 第19条 (利用上の制約)

1. 利用者は、申込の経路・手段、登録情報によっては、その他特定の本サービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを承諾します。
2. 利用者は、オプションサービスの利用にあたり、利用限度額を設ける場合があることを承諾します。

##### 第20条 (サービスの利用)

1. 利用者は、本サービス及びオプションサービス、コミュニティサービスの利用に際し、登録等の手続きが定められている場合は、事前に当該手続を経るものとします。
2. 利用者は、各サービスの利用に際し、この利用規定の他、各規定・規約等を遵守するものとします。

##### 第21条 (提携するサービス)

1. 利用者は本サービスを経由して、提携するサービスを利用することができます。提携するサービスの利用に関する契約は利用者 と提携先の間で成立するものとします。
2. 利用者は、提携するサービスの提供主体は提携先であることを認識し、提携先が定める当該サービスの利用条件を遵守するものとします。
3. 利用者は、提携するサービスの利用においても、本利用規定に定める「自己責任の原則」が適応されることを承諾します。

##### 第22条 (他社サービスの利用)

1. 利用者は、接続サービスを経由して他者サービスにアクセスし、これを利用する場合は、本利用規定に定める「禁止事項」各号に該当する行為

を行わないとともに、当該他者サービスの管理者から当該他者サービスの利用に関する注意事項が表示されているときは、これを遵守するものとします。

2. 他者サービスの利用などの全てに関し、一切責任を負いません。
3. 利用者は、他者サービスの利用においても、本利用規定に定める「自己責任の原則」が適用されることを承諾します。

#### 第5章 利用料金

##### 第23条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金、算定方法、決済方法、遅延・損害などの措置は、導入物件毎に定められた料金内容となります。
2. 本サービスのオプションサービス及びコミュニティサービスの利用料金、算定方法、決済方法、遅延・損害などの措置は当社が定めるとおりとなります。
3. 導入物件毎に定められた料金及びオプションサービス及びコミュニティサービスの支払いに伴い手数料が発生する場合があります。
4. 本サービスの料金の支払いに対して領収書の発行はいたしません。

#### 第6章 利用制限、サービス提供の中断及び終了

##### 第24条 (利用制限)

1. 利用者が以下のいずれかに該当する場合は、当該利用者の承諾を得ることなく、当該利用者の本サービスの利用を制限することがあります。
  - (1) ワーム型ウイルスの感染、大量送信メールの経路等により、当該利用者の個人認証情報が関与することにより第三者に被害が及ぶおそれがあると判断した場合。
  - (2) 利用状況、苦情等から、当該利用者の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合。
  - (3) 電話、FAX、電話メール等による連絡がとれない場合。
  - (4) 利用者宛てに発送した郵便物が返送された場合。
  - (5) 上記各号の他、緊急性が高いと認めた場合。
2. 利用制限の措置をとったことで、当該利用者が本サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、一切責任を負いません。

##### 第25条 (データ等の削除)

1. 利用者が本サービスの解約の届出を行った場合、利用者に事前に通ずることなく、利用者が本サービス用設備に登録したデータ等を削除いたします。
2. 利用者が本サービス用設備に蓄積したデータ等(メール容量・コミュニティサービスの設定に伴い第三者が蓄積したデータ等を含み、以下同様とする。)が、定める所定の期間又は量を超えた場合、事前に通知することなく削除することがあります。また運営及び保守管理上の必要から、利用者に事前に通ずることなく、利用者が本サービス用設備に登録したデータ等を削除することがあります。
3. データ等の削除に関しその措置をとったことで、当該利用者がこれにより損害が発生したとしても、一切責任を負いません。

##### 第26条 (一時的な中断)

1. 本サービスにおいて以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通ずることなく、一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
  - (1) 本サービス用設備等の保守を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合。
  - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合。
  - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合。
  - (5) 第一種電気通信事業者又は業務提携を行っている電気通信事業者が通信サービスの利用を中止した場合。
  - (6) 導入物件において稼働電源が中断した場合。
  - (7) 導入物件の所有者ならびに関係する取引先などから要請があった場合。
  - (8) その他、運営上又は技術上、本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合。
2. 本サービスは、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中断する措置をとることがあります。
3. 第1項各号のいずれか、前項又はその他の事由により本サービスの全部又は一部の提供に中断又は遅延が発生しても、これに起因する利用者又は第三者が被った損害に関し、一切責任を負いません。

##### 第27条 (サービス提供の終了)

1. 本サービスは事前通知をした上で、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
2. サービス提供の終了の際、前項の手続を経ることで、終了に伴う責任を免れるものとします。

## 第7章 利用規定違反等への対処

### 第28条 (利用規定違反等への対処)

1. 利用者が本利用規定に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、利用者による本サービスの利用に関して、クレーム・請求等が寄せられ、且つその措置が必要と認められる場合、又はその他の理由でその措置が必要と判断される場合は、当該利用者に対し、以下のいずれか又はこれらを組み合わせてその対処を講ずることがあります。
  - (1) 利用規定に違反する行為又はそのおそれのある行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことを要求します。
  - (2) 寄せられたクレーム・請求等の内容もしくはそれが掲載されているWebサイトのインターネット上の位置情報その他当該内容を知る方法を適切な方法でインターネット上に表示すること、又はクレーム・請求等の解消のための当事者間の協議(裁判外紛争解決手続きを含む。)を行うことを要求します。
  - (3) 利用者が発信又は表示する情報を削除することを要求します。
  - (4) 利用者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は閲覧できない状態に置きます。
  - (5) 本サービスの使用を一時停止とし、又は強制退会処分(利用者契約の解約を意味し、以下同様とする。)とします。
2. 前項の各措置は、本利用規定に定める「自己責任の原則」に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。
3. 利用者は、当社が第1項に定める措置を講ずべき義務を負うものではないことを、承諾します。また、利用者は、各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し免責するものとします。
4. 利用者は、第1項各号の措置は事前に通知なく行われる場合があることを承諾します。

### 第29条 (解約)

1. 前条に定める措置の他、利用者が以下のいずれかに該当する場合は、当該利用者に事前に何等通知又は催告することなく、本サービスを一時停止とし、又は強制退会処分とすることができるものとします。
  - (1) 本利用規定に定める「申込の不承諾」(第8条)に該当することが判明した場合。
  - (2) 導入物件毎に定められた料金及びオプションサービス料金などの支払履行を遅滞し、又は支払を拒否した場合。
  - (3) 利用者の指定したクレジットカードや支払い口座の利用が停止させられた場合、又は決済関係先との間で紛争が生じた場合。
  - (4) 利用者に対する破産の申立があった場合、又は利用者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
  - (5) 本利用規定に定める「利用規定違反等への対処」(第30条)各号のいずれかの要求を受けたにも関わらず、要求に応じない場合。
  - (6) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、本サービスを含む業務が著しく支障を来たした場合。
  - (7) その他利用者として不適切と判断した場合。
  - (8) 当社の書面による承諾を得ずに、本サービス用通信回線に利用者のパソコン、通信機器及び措置以外の設備が接続された場合。
  - (9) 導入物件の所有者ならびに関係する取引先の業務遂行に支障を来たす場合もしくはそのおそれのある場合。
2. 前条又は前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している債務等、負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
3. 利用者が複数の利用申込をおこなっている場合において、当該いずれかが前条又は前項により、使用の一時停止又は強制退会処分の対象となったときは、当該利用者が保有する他のすべての本サービスの使用を一時停止とし、又は強制退会処分とすることができるものとします。
4. 利用者は、一時停止期間中も各月の導入物件毎に定められた料金及びオプションサービス料金などを支払うとし、本サービスを一時停止した後、利用者が債務を精算のうえ、再び本サービスの利用を希望した場合、利用者は再開通費用として3,000円(税抜)を支払うものとします。
5. 利用者が本利用規定に定める「禁止事項」(第17条)に違反し、又は本条のいずれかに該当することで、当社が損害を被った場合、本サービスの使用の一時停止又は強制退会処分の有無に関らず、当該利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。
6. 利用者は、本条に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社及び導入物件の所有者を免責するものとします。

## 第8章 損害賠償

### 第30条 (責任の制限)

1. 本サービスの利用により発生した利用者の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。)、天災地変により生じた損害、逸失利益を含む間接損害、これに起因する利用者又は第三者が被った損害に対し、この利用規定の遵守の如何に関らず、当社は一切責任を負いません。

2. 前項に関らず本サービスの利用に関連して、当社が利用者に対し損害賠償責任を負う場合、損害賠償の範囲は、当該利用者に現実発生した通常損害の範囲に限られるとし、且つ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当該利用者が支払うべき料金に消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

### 第31条 (免責)

1. 当社及び導入物件の所有者または管理権限者は、本サービスの利用、提携先が提供するデータ、オプションサービス、コミュニティサービスなどの利用において発生した情報を含み、利用者が本サービスを利用することにより得た情報等すべてについて、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、一切責任を負いません。
2. 当社、導入物件の所有者は、利用者が本サービス用設備に蓄積したデータ等が消失(本人による削除は除く。)し、又は他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力を以って、消失又は改ざんに伴う損害賠償の請求を免れるものとします。
3. 利用者に宛てた大量の迷惑メールの送信が行われた場合、本サービス用設備にかかる負荷を軽減し、オプションサービスの提供に遅延が生じないようにするため、又は遅延を解消するため、迷惑メール対策として、当該迷惑メールの受信を拒否し、又は消去することがあります。又、利用者に宛てた迷惑メールの送信元(メールアドレス、IPアドレス等)が虚偽又は実在しないものであると認められた場合についても、迷惑メール対策として、当該迷惑メールの受信拒否(緊急性に依りて、当該迷惑メールの消去を行うことを含む。)を行うことがあります。なお、迷惑メールの受信拒否又は消去を行った場合、迷惑メールの発信元メールアドレスを経由したメールを受信できなくなる場合があります。この場合、利用者からの要請に基づき、合理的な範囲で不都合の解消に努めるものとし、その解消への努力を以って、不都合に伴う損害賠償の請求を免れるものとします。
4. 本サービスの内容はその時点で提供可能なものとし、利用者に対する責任は、利用者が最低限度、支障なく本サービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供することに限られるものとします。
5. 当社、導入物件の所有者は、本サービスの利用により発生した利用者の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。)に対し、利用者がこの利用規定を遵守したかどうかに関係なく、一切責任を負いません。
6. 本利用規定に定める「利用制限」「データ等の削除」「一時的な中断」本条の各号に定める他、本サービスを提供できなかったことにより発生した利用者又は第三者の損害に対し、この利用規定で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。

## 第9章 個人情報・通信の秘密

### 第32条 (個人情報)

1. 本サービスの運用において利用者の、個人情報を適切に取り扱うものとします。  
またプライバシーポリシーについては下記をご参照ください。  
<http://012grp.co.jp/policy/>
2. 利用者の個人情報を、導入物件の本サービス関連事業。(それらに付随して提供するサービスを含む。)及び本サービス外の導入物件の運用管理という利用目的の範囲内で取り扱います。
3. 前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報の取り扱いを委託先に委託することができるものとします。
4. 個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
5. 前項に関らず、以下の各号により個人情報を開示、提供することがあります。
  - (1) 刑事起訴法第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制的処分が行なわれた場合には、当該処分の定める範囲で開示、提供することがあります。
  - (2) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。
  - (3) 利用者による本サービス又は提携するサービスの利用に関する債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、必要最小限の範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。
  - (4) 債権譲渡のために必要と認めた場合には、必要最小限の範囲で債権の譲渡先である債権管理回収業者に個人情報を開示、提供することがあります。

### 第33条 (通信の秘密)

1. 本サービスは電気通信事業法第4条に基づき、利用者の通信の秘密を守るものとします。
2. 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分

その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとし、

3. 生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で本条の守秘義務を負わないものとし、
4. 利用者による本サービス又は提携サービスの利用に関する債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に開示することができ、その限りにおいて守秘義務を負わないものとし、

#### **第10章 その他**

##### **第34条（規定の変更及び料金の改定）**

社会経済情勢等の変化に伴い、本利用規定の変更及び料金の改定をすることができるものとし、

その場合、本サービスの利用者に対し規定の変更及び料金の改定を適正であると判断する方法により通知するものとし、

##### **第35条（専属的合意管轄裁判所）**

利用者との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所ものとし、

##### **第36条（準拠法）**

本利用規定に関する準拠法は、日本法とします。

附則

平成30年10月1日 施行

令和3年5月1日 改定